

反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書

一般財団法人滋賀県民間社会福祉事業職員共済会 理事長 殿

1 当団体及び関係者（当団体の役員及び職員並びにその他当団体の活動に従事する者をいう。以下同じ。）は、現在及び将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明・確約いたします。

① 暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

② 暴力団員

暴力団の構成員をいう。

③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

④ 暴力団準構成員

暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外の者をいう。（以下、「準構成員」という。）

⑤ 暴力団関係企業

暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。

⑥ 総会屋等

総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。

⑦ 社会運動等標ぼうゴロ

社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。

⑧ 特殊知能暴力集団等

①から⑦に掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。

⑨ ①から⑧までのいずれかに該当する者及びその他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する集団又は個人

⑩ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する集団又は個人

⑪ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する集団又は個人

⑫ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認めら

れる関係を有する集団又は個人

- ⑬ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する集団又は個人
- ⑭ 暴力的な要求行為がある集団又は個人
- ⑮ 法的な責任を超えた不当な要求行為がある集団又は個人
- ⑯ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為がある集団又は個人
- ⑰ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて滋賀県民間社会福祉事業職員共済会の信用を毀損し、又は滋賀県民間社会福祉事業職員共済会の業務を妨害する行為がある集団又は個人
- ⑱ ⑭から⑰に準ずる集団又は個人

2 当団体及び関係者は、前項各号のいずれかに該当或いは該当する行為を行った場合、又はこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告無しで助成金の内定又は決定等の取り消し・返還等を請求されても何ら異議はありません。また、損害賠償ないし補償を求めないことを確約いたします。

年 月 日

団 体 住 所

団 体 名 称

上記代表者署名

印

【作成上のご注意】

- 1 この表明・確約書は、反社会的勢力による被害防止および同勢力を社会から排除していくための一環として、助成金申請書とともに提出していただくものです。団体が、反社会的勢力でないこと、反社会的勢力との関係がないこと、反社会的勢力に類する行為をしないことを表明していただき、これに違反した場合や虚偽の申告をした場合、無催告で助成の内定又は決定等を取り消し、これによって生じた障害を自己の責任とすることを確約する文書です。
- 2 本書の内容を理解・同意し、末尾に団体代表者による署名・捺印のうえ、本書を助成金申請書とあわせて提出して下さい。
- 3 個人での申請の場合は、「団体住所」「団体名称」には大学などの所属する団体名を、「上記代表者署名」には申請者自身の署名をご記入ください。